

# 「かな」「まな」と「和字」「漢字」

——北条泰時書状を手掛かりに——

杉橋隆夫  
上島理恵子

## はじめに

筆者の一人杉橋はかつて、「御成敗式目成立の経緯・試論」と題する論文を公表し<sup>①</sup>、日本初の武家法典『御成敗式目』の制定・公布にあたって、時の執権北条泰時（武藏守）が六波羅探題北方である弟の重時（駿河守）に対して発した書状（消息）二通（貞永元年へ二三三）八月八日および九月十一日付け）に詳しい分析を加え、また、鎌倉幕府の「正史」とされる『吾妻鏡』が、成立した式目の条文数を「五十箇条」あるいは「五十ヶ条」<sup>②</sup>と明記している点に注目し、①御成敗式目は当初、公家法（朝廷法）と同様の名称を冠する「五十カ条」の「式条」として成立したが、②公家・朝廷側の強い反発を受けて、法典の名称を「式目」に変更するとともに、武家法の不適用範囲を改めて確認した条文を急遽加えて計「五十一カ条」の法典として改めて成立した、と主張した。

該拙稿は、佐藤進一氏による「式目二段階編纂説」<sup>③</sup>を踏まえて、「式目三段階編纂説」と学界には受け止められたが<sup>④</sup>、当初式目の条文数に五十カ条だったとする点については、残念ながら大方の承認を得るには至っていないようである。しかし他方、それならば何故『吾妻鏡』に異本による違いも一切なく、おしなべて「五十箇（ヶ）条」と明記されているのか、歴史的に遡っても何らの説明を聞かないし、寸毫の注意も払われていないのである。

二通の泰時書状にしても文異同趣旨として扱われ、双方を安易に一括・総合して一定の理解を導く手法に接しこそすれ、内容の差異に特段の注目はなされて来なかった。拙稿は二通の内容・措辞の違いを明確に論じ、制定と公布、実施にあたって公家政権との折衝を経て、西国・西日本への適用に至る過程を動態的に説いたのであり、こうした方面での主張は概ね理解が得られたものと思う。その意味で、式目制定の趣旨ばかりに重点を置いて論じられてきた従来の研究に対し、公

家政権との折衝や実施の過程考察の意味を説いた前稿は、所期の目的を達成したといえるが、他方、泰時書状当該二通を巡る最近の研究状況は、やや意外な方向に展開しつつあるように見える。特に古澤直人氏と長又高夫氏との間で交わされた論争<sup>5)</sup>では、古澤氏がただでさえ難解とされるこの書状の全文現代語訳に挑んだ結果、ほとんど逐語的な解釈を施した上で、式目の立法趣旨や条文の排列に関する見解の相違を争う状況を呈することとなったのである。

本稿で論じようとする、標題に掲げた「かな」「まな」「漢字」を含み、また「和字」で書かれたとされる泰時書状は、後者すなわち九月十一日付けのものである。理解に正確を期するため、まずは全文を掲げて本条全体にかかわる問題を論じ、次いで当該箇所の検討に移りたい。

## 一 九月十一日付け書状の包括的検討(一)

### — 「和字」と「漢字」 —

件の泰時書状は、伝本の種類によって措辞に若干の異同が認められるものの、文意に大差はない。ゆえに本稿では、読みやすさの点を考慮して、校訂本たる佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年十月)収録のものを底本に、さらに推敲を加えたという日本思想大系『中世政治社会思想 上』(岩波書店、一九七二年十二月)所載の書状を掲げておくことにする(ただし以下、史料の扱いにおいて、一部の返り点・句読点・註記号・傍線等を加除するなど、若干の変更を加えた部分があることを予めお断

りしておく)。

御成敗候べき条々の事注され候状を、目録となづくべきにて候を、さすがに政の躰をも注載られ候ゆへに、執筆の人々さかしく式条と申字をつけあて候間、その名をことごとくしきやうに覚候によりて式目とかきかへて候也。其旨を御存知あるべく候歟。さてこの式目をつくられ候事は、なにを本説として被<sub>レ</sub>注載<sub>一</sub>之由、人さだめて謗難を加事候歟。ま事にさせる本文にすがりたる事候はねども、たゞ道理のおすところを被<sub>レ</sub>記候者也。かやうに兼日に定め候はずして、或はことこの理非をつぎにして其人のつよきよはきにより、或は、御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候。かのごとく候ゆへに、かねて御成敗の躰を定めて、人の高下を不<sub>レ</sub>論、偏頗なく裁定せられ候はんために、子細記録しをかれ候者也。この状は法令のおしへに違するところなど少々候へども、たとへば律令格式はまなをしりて候物のために、やがて漢字を見候がごとし。かなばかりをしれる物のためには、まなにむかひ候時は人の目をしいたるがごとくにて候へば、この式目は只かなをしれる物の世間におほく候ごとく、あまねく人に心えやすからせんために、武家の人への計らひのためばかりに候。これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊も改まるべきにあらざ候也。凡法令のおしへめでたく候なれども、武家のならひ、民間の法、それをうかゞひしりたる物は百千が中に一両もありがたく候歟。仍諸人しらず候処に、俄に法意をもて理非を勘候時に、法令の官人心にまかせ

て軽重の文どもを、ひきかむがへ候なる間、其勅録一同ならず候に、人皆迷惑と云云。これによりて文旨の輩もかねて思惟し、御成敗も変々ならず候はんために、この式目を注置れ候者也。京都人々の中に謗難を加事候はゞ、此趣を御心得候て御問答あるべく候。恐々謹言。

九月十一日

武蔵守在

駿河守殿

さて本状全体について『吾妻鏡』は「和字御書」と記しており（同日条）、このような和漢混淆ないしは仮名交じり文であっても、「和字」で書かれた文書と称していた事実が確認出来る。「和字」に対応するのは「漢字」である。九条兼実の日記『玉葉』文治元年（一一八五）五月三日条には、次のように記されている。

三日、乙酉。天晴。午後時々雨下。申刻、内大臣息侍従公繼来〔着<sub>レ</sub>水干装束<sub>一</sub>、浮線綾白水干繡<sub>レ</sub>龍、紺葛袴、紫衣〕。生年十一歳。容顔美麗、進退叶<sub>レ</sub>度。先彈<sub>三</sub>尋陽之曲<sub>一</sub>、次有<sub>三</sub>連句之興<sub>一</sub>。云<sub>レ</sub>彼云<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>其骨<sub>一</sub>足<sub>三</sub>歎美<sub>一</sub>。及<sub>レ</sub>晚帰了。余志与<sub>三</sub>手本<sub>二</sub>卷<sub>一</sub>〔和字・漢字各一卷、被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>中宮宣旨等<sub>一</sub>筆也〕。裏<sub>三</sub>紅薄様<sub>一</sub>。件人能書之由伝聞。仍尋取見<sub>レ</sub>之、実垂露之点、有<sub>三</sub>其勢<sub>一</sub>。仍感荷之余与<sub>三</sub>扇一本<sub>一</sub>〔故殿御筆也〕。為<sub>レ</sub>謝<sub>三</sub>彼悦<sub>一</sub>今日所<sub>レ</sub>来也云々。観性法橋相具密々所<sub>レ</sub>来也（下略。〔 〕内は割書、以下同）

この日兼実邸を訪れた十一歳の貴公子藤原公繼（内大臣実定の息）の帰り際に「余志与<sub>三</sub>手本<sub>二</sub>卷<sub>一</sub>」〔和字・漢字各一卷、被<sub>レ</sub>成<sub>三</sub>中宮宣旨等<sub>一</sub>筆也〕。裏<sub>三</sub>紅薄様<sub>一</sub>と見えている。そもそも彼の公繼は能書の聞こえが高く、これを伝え聞いた右大臣兼実がその手跡を探し求めて披見したところ、「実垂露之点、有<sub>三</sub>其勢<sub>一</sub>」。仍感荷之余与<sub>三</sub>扇一本<sub>一</sub>〔故殿御筆也〕という。「故殿」とは、すなわち兼実の父にして法性寺流の祖とされる忠通である。忠通が筆を染めた扇を贈られた公繼が、その礼にとこの日、兼実が帰依する観性法橋に伴われて屋敷を訪れたのである。実際に公繼を見た兼実は、衣装・容貌から始まって、立ち居振る舞い、音曲・連句に至るまで褒めそやして止むところがない。やたらと気位が高く、万事に口やかましい兼実にしては希有の記述であり、それだけ公繼への溺愛振りが窺われる。総じて日本書道史の上でも注目し価値する史料だといえよう。

しかしそれにしても、何故和字・漢字各一卷が対となって伝来し、手本として公繼に手交されたのだろうか。そして和字と漢字との関係は、当時どのように認識されていたのか、その辺りを探ってみよう。データベースとその検索機能に助けられて『鎌倉遺文』にあたってみると、①「以<sub>三</sub>和字<sub>一</sub>摸<sub>三</sub>漢字<sub>一</sub>」ないしは「以<sub>三</sub>和字<sub>一</sub>模<sub>三</sub>漢字<sub>一</sub>」という表現が多出し、②「以<sub>三</sub>和字<sub>一</sub>略<sub>三</sub>漢字<sub>一</sub>」とする箇所もある。まず②の例を紹介しよう。以下、文書名・号数等は『鎌倉遺文』による。ただし一部の史料については、『鎌倉遺文』に採録以前の状態に遡って検討を加えた場合がある。

(A) 延応元年(一二三九)年十一月五日関東下知状(肥前小鹿島文書、五四九六号)

同  
〔校正〕

可<sub>下</sub>早任<sub>二</sub>前薩摩守公業法師〔法名公蓮〕<sub>一</sub>後判讓状<sub>一</sub>、令<sub>中</sub>男公員領知<sub>上</sub>出羽国秋田郡湯河沢内湊地頭職事。

右、如下<sub>下</sub>公蓮今年六月日讓<sub>二</sub>公員<sub>一</sub>状<sub>上</sub>者、件所者奥州合戦之時、依<sub>二</sub>軍功<sub>一</sub>自<sub>二</sub>故大將殿<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>給也。雖<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>給伊豆守妻<sub>一</sub>〔公蓮二女薬上〕、不<sub>レ</sub>孝公蓮<sub>一</sub>死去畢。彼女房子共非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>事。悔<sub>二</sub>返之<sub>一</sub>、立<sub>二</sub>公員於嫡子<sub>一</sub>、所<sub>二</sub>讓給<sub>一</sub>也。被<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>式目<sub>一</sub>畢。公蓮計定事、聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>云々〔以<sub>二</sub>和字<sub>一</sub>略<sub>二</sub>漢字<sub>一</sub>〕。如<sub>二</sub>頼定朝臣所<sub>レ</sub>進状一者(中略)然且任<sub>下</sub>被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>状<sub>上</sub>、且任<sub>二</sub>傍例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>丁<sub>二</sub>公蓮後判讓状<sub>一</sub>令<sub>下</sub>公員領<sub>二</sub>知湊地頭職<sub>甲</sub>之状<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>仰下知<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件。

延応元年十一月五日

前武藏守平朝臣御判  
修理権大夫平朝臣御判

(B) 延応元年(一二三九)六月 日公蓮〔橋公業〕讓状案(肥前小鹿島文書、五四四六号)

同  
〔校正〕

ゆづり(わ) たす所りやういではのくにあいたのこほりのうち、ゆかはざはのうち、みなとならびにをがのしまのうち井のもり。

くだんのところは、をくいりの御かせんるとき、こうれんくんこうのしやう、こたいしやうどのより給て、いまにいらんなし。よてしそくやいちきんかずに、ゆづりわたすものなり。たゞし、みなとは、いづのかみのめにて候しものゆづりて候しかども、こうれんをふけうし候て、申もかよはさず候しあひだ、かのところを、しらする事も候はずして、すぎ候ほどに、かのねうばうも、こうれんにさきだちてうせ候ぬ。かのあとのともがらのなかに、まうできかよふものも候はねバ、くいかゑして、きんかずをぢやくしにたて、候あひだ、ゆづりわたし候なり。したしきもの、なかにも、さまたげをいたすべか(ら)ず。かつハ所りやうしよぶんの事、御しきもくにでう、あきらかにのせられて候へバ、こうれんかばかりいさだめ候条々、いさ、かもさうあるべからず。仍ゆづり状如<sub>レ</sub>件。

延応元年六月 日

沙弥公蓮判

さて、史料(A)は一見して明らかかなように、原本ではなく校正案文であるが、同文中傍線を施した文書が(B)に相当する。とすると(A)に「和字をもって漢字に略す」とされたのは、(B)という和字文書(脱漏が疑われる箇所を含む)を精確に漢字に置き換えたのではなく、その文意を取って漢字に改める行為だということが分かる。

次に①の表現Ⅱ「以和字一摸(模)ニ漢字ニ」は非常に多く見受けられるが、前例(B)に相当する文書が伝来・引用される場合は希である。その一つを次に示す。泰時書状の時代からは随分降るものの相

互の關係は確實である。

元応二年十一月九日

前遠江守平朝臣(花押影)

(C) 元応二年(一二三〇)十一月九日鎮西下知状案(肥前青方文書

二七六三〇号)

青方八郎高繼代深与<sup>(祖論乙)</sup>同藤四郎高光<sup>(祖論乙)</sup>肥前国五嶋西浦部青方

村等事

右、就<sup>レ</sup>訴陳状<sup>一</sup>、擬<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>之処、今年十月廿一日和与<sup>レ</sup>訖。

如<sup>二</sup>深状<sup>一</sup>者、件所高光捧<sup>二</sup>亡父覚念正和三年<sup>(弘安十)</sup>□月廿三日讓状<sup>一</sup>、

訴申之間、高繼帶<sup>二</sup>祖父覚真<sup>(弘安十)</sup>□年十一月十九日讓状<sup>一</sup>雖論

申<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>和与<sup>一</sup>之儀<sup>一</sup>、論所内那摩本屋敷〔四至載<sup>レ</sup>之〕・同前田内

上乃依〔但屋敷乃副〕老段・同山口乃新田老段〔四至載<sup>レ</sup>之〕・亦

曾祚乃四至、東波限小串堺塩津留狩<sup>(倉乃)</sup>比多尾桑木乃頸於下、大窪

乃南乃岸下曾祚乃<sup>(輪於)</sup>境土志<sup>与</sup>、西波海、北波美作古崎乃尾登東乃比

多尾摩<sup>与</sup>、任<sup>二</sup>高繼状<sup>一</sup>、高光可<sup>二</sup>知行<sup>一</sup>也。残分波任<sup>二</sup>覚真讓<sup>一</sup>、

高繼知行不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>。次同国神崎勲功地事、高光申沙汰可<sup>二</sup>

知行<sup>一</sup>。此外西浦部乃惣乃事仁依<sup>与</sup>、父祖代<sup>与</sup>相番事、古敵人有<sup>二</sup>

申事<sup>一</sup>者、随<sup>二</sup>分限<sup>一</sup>寄合可<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>。亦高光・高繼知行分、不慮乃

沙汰出来波、相互仁不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>綺申<sup>一</sup>。次波佐美左衛門太郎入道領分波、

寄合致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>、無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>覽時波、三分一上中下於撰<sup>与</sup>、高光可<sup>二</sup>

知行<sup>一</sup>。三分式波高繼可<sup>二</sup>知行<sup>一</sup>。次忍性殺害之由、高光雖<sup>二</sup>訴申<sup>一</sup>、

無<sup>二</sup>実証<sup>一</sup>之上、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>云々〔以<sup>二</sup>和字<sup>一</sup>模<sup>二</sup>漢字<sup>一</sup>〕。如<sup>二</sup>

高光同日状<sup>一</sup>者、子細同前。此上不及<sup>二</sup>異論<sup>一</sup>。守<sup>二</sup>和与<sup>一</sup>状<sup>一</sup>、兩

方可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>者。依<sup>レ</sup>仰下知如<sup>レ</sup>件。

(D) 元応二年(一二三〇)十月二十一日青方高光和与状案(肥前

青方文書、二七六〇一号)

和与

ひぜんのくに五たうにしうらべあをかたの田畠屋敷さん野らの

事、

右所ハ、たかみつぼうふかくねんの正和三年二月廿三日ゆづりじ

やうをさ、げてうた多申あひだ、たかつぐハ弘安十年十一月十九

日そふかくしんのゆづり状をたいして、ろんじ申とい多ども、セ

んずるところ、わよのぎ<sup>(前乙)</sup>のきをもてたうるんのうち、なまのほん

やしき〔四至〕、東ハかぎる、たぶちのほりみたうのすみのたう

の木のもとのみちのほり。南ハかぎる、やまとくりバやしとのさ

かい。にしハかぎる、まつををくだり。北ハかぎる、たかばやし

并まゑだ一反やしきのそひ。をなじきやまぐちの新田一反、四至、

東ハふるかわくだり、みなミハ同ふるかわ、にしハよこみち、北

ハはやしのきし。又そのの四至、東ハかぎるこぐし、さかいしを

つるかぐらのひたをくわの木のくびをくだり、大くぼのみなみの

きしくだり、そののさきをさかいとして、にしハうみ、きたはみ

さかさぎのをのぼり、ひんがしのけたをまで、たかつぐの状ニま

かせて、たかみつちぎやう候、べく候。のこるぶんハ、かくしんの

ゆづりニまかせて、たかつぐちぎやうしさいあるまじく候。つぎ

に同国神崎の勲功地事、もとのぎにて候うへハ、たかみつ申ぎたしちぎやうすべく候。このほか、にしうらべのそのの事について、ふそ代々あひつがいの事、こてき人申事あらバ、ぶけんニしたがて、よりあひぎた候べく候。又たかみつちぎやうのぶんにても、たかつぐちぎやうのぶんにても、ふりよのさたいできたらバ、あひたがいニ、いろいろ申すべからず候。つぎにはさみのさゑもん太郎入道のあうりやうのぶんハ、よりあいてきたをいたし候べく候。さうをいなく候ハんとさハ、三ぶんいち、上中下をゑらびて、たかみつちぎやう候べく候。三ぶんハたかつぐちぎやう候べく候。つぎににんしやうせつがいの事、うたゑ申候へども、じつせうなく候うへハ、ご日ニしさい申すべからず候。仍状如件。

元応二年十月廿一日

藤原高光 (花押影)

(裏書)「為<sup>②</sup>後証<sup>③</sup>加暑<sup>④</sup>訖 (花押)

元応二年十一月九日

沙弥道任 (花押影)

惟宗定頼 (花押影)「

すなわち (D) の和字による文書を (青方高継の代官である深の訴状を通して) 適宜取捨しつつ、全文漢字による宣命体に移し引用したのが (C) 文書だと知れる。同様の関係は次の (E)・(F) 文書の間にも見られ、(F) は (E) に「如<sup>①</sup>彼和字相交状<sup>②</sup>者」として宣命書をもって紹介されている。ただし (F) は「置文」と称し、かつ正本であって (E) がいう「讓状案」ではないが、恐らく (F) を基とし

て校正案文が作られ、外題証判を得たもので、実質同内容・同文の文書だったと思われる。

(E) 元亨三年 (一三二三) 十月 日黒川章連訴状案 (越後三浦和田文書、二八五七〇号)

田文書、二八五七〇号)

(端裏書)「和田又四郎賦本解状案 (元亨三<sup>⑤</sup>下<sup>⑥</sup>之)」

和田又四郎章連「童名犬若」謹言上

欲<sup>⑦</sup>早被<sup>⑧</sup>賦<sup>⑨</sup>寄五番引付安威左衛門入道性昭奉行、被<sup>⑩</sup>停<sup>⑪</sup>

「茂実」童名弥福」濫妨<sup>⑫</sup>、任<sup>⑬</sup>誠文<sup>⑭</sup>被<sup>⑮</sup>西<sup>⑯</sup>経<sup>⑰</sup>乙<sup>⑱</sup>御沙汰<sup>⑲</sup>甲<sup>⑳</sup>越後国

奥山庄内草水<sup>㉑</sup>松浦以下事、

副進

一通 亡父兼連讓状案 (徳治三年八月十三日 元応二年六月

十六日御外題) (裏花押)

一通 御下知案 (元亨二年七月七日)

右所々者、章連就<sup>⑳</sup>兼連讓<sup>㉑</sup>、賜<sup>㉒</sup>御外題<sup>㉓</sup>領知之処、伯母平氏致<sup>㉔</sup>

押領狼藉<sup>㉕</sup>間、為<sup>㉖</sup>性昭奉行<sup>㉗</sup>、元亨二年七月七日所<sup>㉘</sup>預<sup>㉙</sup>御下

知<sup>㉚</sup>也。爰茂実在国代官等、今年八月致<sup>㉛</sup>濫妨<sup>㉜</sup>之間、相<sup>㉝</sup>尋子細<sup>㉞</sup>

之処、任<sup>㉟</sup>二本主置文<sup>㊱</sup>、致<sup>㊲</sup>沙汰<sup>㊳</sup>之旨返答<sup>㊴</sup>珍事也。号<sup>㊵</sup>兼

連置文<sup>㊶</sup>者、母堂所<sup>㊷</sup>得<sup>㊸</sup>之徳治三年八月十三日状事歟。如<sup>㊹</sup>彼和字

相交状<sup>㊺</sup>者、越後国奥山庄北条内兼連知行分、子息弥福<sup>㊻</sup>・犬<sup>㊼</sup>永

代所<sup>㊽</sup>讓与<sup>㊾</sup>也。若無<sup>㊿</sup>子志<sup>㋀</sup>天母<sup>㋁</sup>仁先立<sup>㋂</sup>毛乃<sup>㋃</sup>跡波<sup>㋄</sup>、母一期知行<sup>㋅</sup>志天

一期<sup>㋆</sup>弥福<sup>㋇</sup>仁天母<sup>㋈</sup>又犬若<sup>㋉</sup>仁天毛<sup>㋊</sup>、残羅<sup>㋋</sup>牟子<sup>㋌</sup>仁可<sup>㋍</sup>給也。但背<sup>㋎</sup>讓状<sup>㋏</sup>、

跡於乱羅<sup>㋐</sup>牟毛<sup>㋑</sup>乃<sup>㋒</sup>所領<sup>㋓</sup>於波<sup>㋔</sup>、母乃計<sup>㋕</sup>登志<sup>㋖</sup>天<sup>㋗</sup>、穩便<sup>㋘</sup>子仁可<sup>㋙</sup>給也云々。母

子共現存之間、茂実依<sup>(向)</sup>可<sup>レ</sup>違<sup>テ</sup>乱章連所領<sup>一</sup>哉。茂実適當參也。  
被<sup>レ</sup>召<sup>テ</sup>出母堂所<sup>レ</sup>帶誠狀<sup>一</sup>、<sup>(脱)</sup>經<sup>テ</sup>御沙汰<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>充<sup>テ</sup>賜茂実所領<sup>一</sup>、  
粗恐言上如<sup>レ</sup>件。

元亨三年十月 日

(F) 徳治三年(一三〇八)八月十三日和田兼連置文(越後三浦和  
田文書、二二三三二二号)

越後国奥山庄北条内兼連知行分所領之間事

右、所領、子息弥福・犬若丸仁、永代譲あたうるところ也。若子  
なくして、母にさきだゝんものゝあとハ、はゝ一ごの程知行して、  
一ごのゝちハ、弥福にても又犬若にて、<sup>(脱)</sup>のこらん子にたぶべき也。  
但ゆづり状そむき、<sup>(脱)</sup>あとをミだり、あるいハはゝのこそむかん  
ものゝ所領をバ、母のはからひとして、おんびんの子にたぶべき  
なり。よて為<sup>レ</sup>後日<sup>一</sup>おきぶみの状如<sup>レ</sup>件。

徳治三年八月十三日

兼連(花押)

もはや煩を厭うて文書全体を引用することはしないが、(G)永仁  
五年(一二九七)六月七日関東下知状(相馬文書、一九三八九号)は、  
(H)永仁四年(一二九六)八月二十四日相馬胤門讓状(相馬文書、  
一九一二四号)を「和字讓状」と称して宣命体に変換引用し、また  
(I)元徳元年(一二三二九)九月二十五日鎮西探題下知状案(肥前青  
方文書、三〇七三六号)も、(J)嘉暦二年(一一三二七)閏九月  
二十九日白魚盛高(覚性)和与状案(肥前青方文書、三〇〇二七号)

を「覚性和字状」として宣命体に書き改めて紹介している。

こうした事象を通覧して感じるのは、和様漢文体であれ宣命体であ  
れ、何故仮名文字は漢字に改められなければならないのか、和字は何  
故そのままでは不可なのか、という問題である。しかも宣命書に改め  
る例が多いのはどうしてか、節を改めて論じたい。

## 二 九月十一日付け書状の包括的検討(I)

### — 文字を「読む」ということ —

叙上の疑問への手掛かりとなるのが、(A)〜(J)として前節に  
掲げた対の文書である。それぞれ裁許の下知状(裁許状)や訴陳状と、  
それに引用された証拠文書(具書案)という関係にある。そこで想起  
されるのが、笠松安至氏の著名な論文『日付のない訴陳状』考<sup>(8)</sup>で  
ある。同氏は日付を欠くという点で宣命体文書との共通性に触れつ  
つ、訴陳行為における「音声」の「状(文書)」に対する優位性を説  
いたのだった。つまり口頭弁論の世界においては、文書を読み上げた  
時が文書の成立日付となるのであり、宣命と同様に、予めあるいは  
事後に日付を記す行為は、あまり意味を持たなかったと推論される。

そもそも訴陳状に限らず、文書は読み上げる行為と多く不可分の関  
係にあったと考える。宣命と宣命体の存在が明確にそのことを示して  
いるし、次の事例は示唆に富んでいる。

辰刻、国宗捧<sup>三</sup>院宣<sup>一</sup>、於<sup>三</sup>樋口河原<sup>一</sup>、相<sup>三</sup>逢武州<sup>一</sup>、述<sup>三</sup>子細<sup>一</sup>。  
武州称<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>拜<sup>三</sup>院宣<sup>一</sup>、下<sup>レ</sup>馬訖。共勇士有<sup>三</sup>五千余輩<sup>一</sup>。此中可

「院宣」之者候歟之由、以岡村次郎兵衛尉相尋之処、勅使河原小三郎云、武藏国住人藤田三郎、文博士者也。召<sub>レ</sub>出之、藤田院宣。其趣、今度合戦、不<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>叡慮、謀臣等所<sub>レ</sub>申行也。於<sub>レ</sub>今者任<sub>レ</sub>申請、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宣下。於<sub>レ</sub>洛中、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>狼<sub>レ</sub>喉<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>東土<sub>レ</sub>者。其後又以<sub>レ</sub>御隨身頼武、於<sub>レ</sub>院中<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>武士参入<sub>レ</sub>畢之旨、重被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>云々。

右は『吾妻鏡』承久三年（一一二二）六月十五日条の一節である。承久の乱に際して、西上して来た鎌倉幕府の大軍を前に、宇治・勢多に敷いた最後の防衛線を突破された後鳥羽上皇は、小槻国宗を使者として弁明の院宣を幕軍の将武州（武藏守北条泰時）の許に送った。しかし直隸の軍中五千余のなかに「可<sub>レ</sub>読<sub>レ</sub>院宣<sub>レ</sub>之者」がなかなか見つからず、ようやく藤田三郎なる「文博士者」を探し出して読み・押すことが出来たというのである。

この挿話は、かつては鎌倉武士文旨説を裏づける根拠の一つとされて来たが、けっしてそのような解釈は成り立たない。たんに院宣を黙読し、内容を理解するだけなら多くの鎌倉武士が可能であり、何より泰時自身がこれを行えばよいだけの話である。本論冒頭に戻って、泰時が編纂した『御成敗式目』は全文が漢字で書かれ、公布手続きにより全国の地頭・御家人に配付されたのであり、上級武士層だけでなく、広く一般御家人にも漢字が普及していたと見て差し支えない。「院宣を読む」という行為は、これを声に乗せて「読み上げる」ことを含め、さまざまな儀礼・作法をとまらぬ儀式の一環として理解されねばなら

ない。全体が遂行されて初めて「院宣を拝する」儀式が完結するのである。

このように、そもそも文書は「読み上げる」行為と密接な関係がある。叙上裁判関係文書において元の和字文書を漢字に改める際、ことさら宣命体に変換されたのは、特に口頭弁論の場で「読み上げる」のに適した文体として意識されたからであろう。

関連して興味深い史料がある。再び兼実の『玉葉』から引用しておく。

（文治三年（一一八七）二月）廿九日<sub>辛丑</sub>、天晴（中略）参内。於<sub>レ</sub>直廬<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>臨時祭事<sub>レ</sub>。頭中将実教朝臣執筆。件人一切不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>漢字<sub>レ</sub>。而勤<sub>レ</sub>此役<sub>レ</sub>如何。兼使<sub>レ</sub>三人書<sub>レ</sub>定文<sub>レ</sub>懷<sub>レ</sub>中之<sub>レ</sub>、臨<sub>レ</sub>期只如<sub>レ</sub>書取<sub>レ</sub>替<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>（下略）

藏人頭ともあろうものが全く漢字を知らず、予め他人に書かせておいた定文を懐に忍ばせ、いざという時にあたかも自分で書いたようにすり替えたというのである。この実教は他所でも「不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>漢字」と酷評されている<sup>(9)</sup>。もう一例、「漢字を読まず」というものもある。

（建久三年（一一九二）五月）三日<sub>甲戌</sub>、晴。能保卿之許遣<sub>レ</sub>人。広元申状如<sub>レ</sub>此。然者以<sub>レ</sub>他人<sub>レ</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>祇候<sub>レ</sub>歟。将又只以<sub>レ</sub>力者<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>歟。可<sub>レ</sub>相計<sub>レ</sub>之由、仰遣<sub>レ</sub>之処、親能今兩三日之間、可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>歟。然而不<sub>レ</sub>読<sub>レ</sub>漢字<sub>レ</sub>之人也。随<sub>レ</sub>仰可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>力者<sub>レ</sub>歟。且是往



還可<sup>二</sup>早速<sup>一</sup>之故也云々。仰<sup>三</sup>可<sup>レ</sup>然<sup>レ</sup>之由<sup>一</sup>了(下略)

本条は国書刊行会本や『大日本史料』の引用部分と図書寮叢刊本との間に、措辞に若干の相違が認められ、後者に欠損分が多いのが目立つので、ここでは取りあえず前者の校訂に従っておいた。問題は「漢字を読まざるの人」と一条能保(前権中納言、源頼朝の妹婿、朝幕交渉に携わる、京都守護)に評された「親能」が誰人にあたるかである。

多賀宗隼『玉葉索引』(吉川弘文館、一九七四年三月)等従来の索引類は、この前後に多出する左中将藤原親能(後白河法皇の遺臣)に比定するが、図書寮叢刊本は中原親能に宛てている。何れを可とすべきか、今のところ確証を得ないが、兼実の指示に対する能保の復命であるか、今とゆる京下の官人の一人として、文筆をもって頼朝に使えた中原親能である可能性は十分に認められる。親能は本条にも所見する大江広元と兄弟であり、京・鎌倉間をしばしば往還し、朝幕間の折衝にあたった。実際、広元と親能は前年にも在京していた明徴があり、その後広元はいったん帰東のうえ再入京、この日に関東に出発する予定になっていた<sup>10)</sup>。してみれば、追って二・三日中に下向するという「親能」を件の中原親能とする推論も、また妨げられない。

左中将藤原親能にしろ前掃部頭中原親能にしろ、彼らに漢字を読み理解する能力がないとは到底思えない。まして中原親能とした場合、代々の博士家に生まれ、京都にあつては実務官人としての職をこなし、関東に下つては文筆をもって頼朝に仕えた、幕府吏僚中の中心人物の一人である。兼実の他人に対する評価が厳しいのは常ながら、それを

割り引いたとしても解せない。ここでいう「漢字を読む」という行為は、前に法廷の場や院宣拝誦の場面で見たとような、さまざまな作法や儀礼をともなつて文書を読み上げる所作全般に渉るものと推論されよう。ちなみにこの日出発予定であつた広元の任務は、頼朝に朝廷の意向を伝えるための使者としてであつた(『玉葉』前日条)。その代役として組上に登つた親能は、実現すれば何らかの文書と口上とを頼朝に伝達することとなり、だからこそ「不<sup>レ</sup>読<sup>二</sup>漢字<sup>一</sup>之人」であることが懸念されたのであろう。

「一切不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>漢字<sup>一</sup>」とまで酷評された頭中将実教の場合に立ち戻つてみよう。確かに頭中将は、実務派の頭弁(弁官である藏人頭)に較べて、上流貴族の昇進コースの一階梯と目されたが、藏人頭が実態を持つ重職である事実は揺るがない。本当に漢字を全く知らない人物に務まる職務ではない。兼実一流の悪態と考えるほかない。文書のすり替えというのも妙に具体的で生々しいが、要は文章を書く、定文を書く(そして読み上げる)という行為と一体のものとして捉えられなければならないといえる。

総じて漢字による文書は、書くことによつて成立し、読み上げることによつて機能を發揮した。しかしそうした漢字による文書は、例えば訴訟関係文書において、和字を漢字に移し換えてまで成立がはかられたのは何故か。やはり漢字こそが「本字」であり、「真名」であり、仮名はあくまでも「仮名」にすぎないという抜きがたい觀念が、この時代なお通用していたと考えざるをえない。幕府裁判所の事例ではないが、正応四年(一二九一)五月三日栄豪田地寄進状(高野山文書続

宝簡集六十四、一七六一〇号)には「今現在證文之表書、云漢字云和字、俱以明鏡也」と見える。紀伊国荒河荘内のたかだか一段の田地を高野山に寄進するという在地色の強い文書においても、やはり「漢字」が基本とされていた事実が看取される。

讓状等を中心に、鎌倉期武士社会における「仮名文書」の普及と役割について論じた船越雅世氏は、仮名文書の分かりやすさや読み聞かす行為との親和性を主張する一方、真名(漢字)文書の莊重感や格式の高さを推測している。<sup>(12)</sup> 足利尊氏の仮名消息に注目し、漢字の状との使い分けを探った高橋恵美子氏は、後者から公的性格を導き、前者に近親者・若年者向けの、あるいは緊急性が高いという性質を見出した。<sup>(13)</sup>

古代日本語の変遷を通覧した大槻信氏は、慈円(兼実の同母弟、四代に互って天台座主)の著書『愚管抄』巻第七冒頭の叙述に注目し、「ハタト」「ムズト」といったオノマトペなどを含む口頭の日本語、漢字などでは書きにくい普通の日本語こそが日本語の本体(「和語ノ本体」)であるとする主張を紹介している。<sup>(14)</sup> 慈円が何故『愚管抄』の執筆にあたって片仮名文を採用したのか、巻第二の巻末補記でも説明されている。

偏ニ仮名ニ書ツクル事ハ、是モ道理ヲ思ヒテ書ル也。先是ヲカクカ、ノト思ヨル事ハ、物シレル事ナキ人ノ料也。此末代ザマノ事ヲミルニ、文簿ニタツサワレル人ハ、高キモ卑モ、僧ニモ俗ニモ、アリガタク学問ハサスガスル由ニテ、僅ニ真名ノ文字ヲバ読ドモ、

又其義理ヲサトリ知レル人ハナシ。男ハ紀伝・明経ノ文ヲホカレドモ、ミシラザルガゴトシ。僧ハ経論章疏アレドモ、学スル人スクナシ。日本紀以下律令ハ我国ノ事ナレドモ、今スコシ読トク人アリガタシ。仮名ニカクバカリニテハ倭ト詞ノ本体ニテ文字ニエカ(、)ラズ。仮名ニ書タルモ、猶ヨミニクキ程ノコトバラ、ムゲノ事ニシテ人はワラフ。ハタト・ムズト・シヤクト・ドウト、ナドイフコトバドモ也。是コソ此ヤマトコトバノ本体ニテハアレ。此詞ドモノ心ヲバ人皆是ヲシレリ。アヤシノ夫トノキ人マデモ、此コトノハヤウナルコトグサニテ、多事ヲバ心エラル、也。是ヲオカシトテカ、ズハ、タゞ真名ヲコソ用イルベケレ。此道理ドモヲ思ツマケテ、是ハカキ付侍リヌル也。(前後略)

かなり難解な文章だが、ここでも慈円はただ仮名に書くだけではだめで、「ハタト」「ムズト」というような詞こそが「倭辞ノ本体」であり、「心ヲバ人皆是ヲシ(知)レリ」としている。ただ同時に慈円の現状認識、すなわち尊卑僧俗皆不勉強で、漢字は読めてもその義理を知らず、国書・国法でさえ読解出来る人は減多にいない、というのは本当だろうか。かつて兼実は頭中将実教を「(一切)不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>漢字<sub>一</sub>と罵倒したが、慈円の場合は後鳥羽院の北面として傍近くに仕えた藤原忠綱を「真名ヲダニシラヌ」者と貶めている(『愚管抄』巻第六順徳)。どうも兼実、慈円兄弟の他者に対する評価は厳しすぎるように感じる。これら一流の言い回しを差し引くとしても、当時の社会には漢字(真名)に対する抜きがたい憧憬と権威、これを尊重する意識が存在する

一方、和字（仮名）をもってこそ親しく意志の疎通がはかれるとする観念が広まりつつあったと認められる。

かつて拙稿では、冒頭の泰時書状が通常の関東御教書ならぬ直状消息という書式を踏んだところに、幕府公文書ではない私的性格を読み取ったが、今はそれに加えて弟に宛てた「和字」の御書としての親密性を見出すべきだと思量する。しかし一方、兼実が公継に「和字・漢字各一卷」の「手本」を手渡しており、和字と漢字が相互に不可欠な存在だったのも事実である。それは法廷の場において漢字を尊重しつつも、和字による文書も証拠文書として採用し、原態から完全に離れて漢文化することなく、宣命体という形で仮名文書の読みを温存して漢字に変換する行為にも通ずるところがあるといえる。

鎌倉時代、在地社会において真名から仮名へ、逆に仮名から真名に書き換えられた文書の存在とその目的については、前掲論文に指摘があるが、公武ハイレベルの儀式的場に向けて和漢両文書が同時に作成された事例がある。時代は大分降るものの、『建内記』永享二年（一四三〇）七月二十五日条には「任<sup>三</sup>康曆例<sup>一</sup>、撰政被<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>進御次第<sup>一</sup>。於<sup>三</sup>和字<sup>一</sup>者内々被<sup>レ</sup>進<sup>レ</sup>之。至<sup>二</sup>漢字<sup>一</sup>者賜<sup>レ</sup>奉行家司<sup>一</sup>云」と載せている。この日室町幕府第六代將軍足利義教の右近衛大将拝賀の儀が行われることになり、撰政二条持基が和字・漢字両様の儀式次第書を作り、和字分は「内々」に右大将に任じられた將軍の許に送られ、漢字分は奉行家司に与えられた。「康曆」の例に従ったというから、三代將軍義満の右大将拝賀の際にも同様の処置が採られたのであろう。実務執行の場には漢字、これが正式の次第書であらうが、同時に和字の文書

を予め作成し拝賀本人の閲覧に供するのは、拝賀の儀式が詞をとまらう所作であり、それには和字こそが適した表記方法だったからに違いない。

遑って、兼実が公継に与えた「和字・漢字各一卷」の手本は「中宮宣旨等」にかかるものだった。「中宮宣旨」とは、一般的には立后の際の宣旨を扱う女房の職名を指すが、前の「被<sup>レ</sup>成」と読むか「行<sup>レ</sup>成」と解するかの問題ともかかわってなかなか難しい。特に「行<sup>レ</sup>成」と指定した場合、中宮冊立を告げる宣旨そのものと読めないこともない。「宣旨」とは、もともと職事（藏人頭）の口頭による天皇の命令伝達が次第に文章化する過程に位置付けられる文書形式であり、職名であったにしてもこれを読み上げる行為と和字との親和性が認識される。あれほど「漢字」に口やかましい兼実が、ここでは「和字」を先に掲げているのは宣旨を主な題材とする手本に引かれてのこととする理解も、強ち成り立たないでもないように思われる。

以上で北条泰時書状を巡る包括的検討を終え、節を改めてその内容検討に入りたい。

### 三 泰時書状の内容検討と今後の課題

さて本稿が最も関心を寄せるのは、まな（真名）・かな（仮名）・漢字という語彙が揃った冒頭所引史料中の傍線を施した部分である。本状は全体に難解だが、当該部分はことさらである。古澤直人氏の逐語訳やその他の先行研究を踏まえ、まずは私なりの訳文を掲げておく。

その趣旨は、公家法（朝廷法）の教えに違うところが少々ありますが、例えば律令格式は真名（漢字）を知る者がそのまま漢字を見るようなもので、仮名のみを知る者が真名に対する場合は、まるで文盲のような状態になってしまいます。そこでこの式目は、ただ仮名のみを知っている者が世間には多い状況に鑑み、広く人びとに理解しやすいように定めたのであり、もっぱら武家の人への計らいに限定されるものです。これによって、京都朝廷の裁判や律令法が些かも改変されることはありません。

細部に互っては論者によって多少の異論があるかも知れないが、大意において争点はないと思う。ここに泰時が法圏の分立を明言するに至った経緯については旧稿を参照したくとして、御成敗式目は仮名のみを知る人のために編纂されたのだとする泰時の主張を比喻と見ると、実態と考えるかが問題となる。これまで地頭・御家人や在地の社会における漢字の浸透を論じてきた本稿の立場としては、当然譬えであって実際ではないと理解するものの、古くは竹内理三氏<sup>19</sup>、近くは前引の船越氏論文などにより、この記述を根拠として仮名書きの御成敗式目の存在が想定されてはいる。しかしながら両氏とも認めているように、現存する御成敗式目は漢文体のものばかりであり、仮名書きによる御成敗式目が当初から作成された形跡はない。確かに竹内氏が注目した「御成敗式目仮名抄」の存在は興味深い<sup>20</sup>が、これは遙か後年の天文二年（一五三三）の書写にかかり、『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』の編者も「式目の仮名書き本としては珍奇であり、式

目の読法を窺う上の好史料」として式目の付録に掲げたものだとしている<sup>19</sup>。旧稿で強調したように、式目原本の写は制定後直ちに全国の守護・地頭・御家人等に大量に送達・公布されたのであり、もし仮名書きの式目が原本や副本として成立したのであれば、今日にそれらしい痕跡を全く留めないということはありえない。ただ御成敗式目注釈書のほとんどは、振り仮名や送り仮名を付すか、あるいは仮名交じり文で書かれており、漢字で書かれた式目を如何に読むか、どう理解するかという関心が表れている。

やはり当時の武家社会にあっても、漢字こそが基本であり格調の高さを誇る礎であった。武家法を仮名に譬えてへりくだったとしても、公家法（律令格式やこれを法源とした法書の類）は正真正銘の真名（漢字）法典であり、これに対峙する初めての（武家）法典である御成敗式目は、当然漢字で著されなければならなかったといえよう。

以上で本稿が設定した当面の課題に関する論述はいったん終了するが、なお二・三、今後継続して考えたい案件がある。

一つは、この時期すなわち鎌倉・南北朝期、中世前期といわれる時代における漢字と和字の普及の問題である。漢字が武士社会全体に急速に普及していったであろうことは、御成敗式目の公布や幕府法廷の充実によって容易に見通しうる。こうした傾向は、古文書の上では『鎌倉遺文』を通覧すれば直ちに感得出来る。建治元年（一二七五）十月二十八日記伊国阿弋河莊上村百姓等言上状（高野山文書又統宝簡集七十八、一二〇七六号）は、鎌倉時代後期には鄙びた寒村の百姓層

(もちろん上層部であろうが)にまで文字が浸透し始めた事実を示す、つとに著名な史料だが、本状の大部分が片仮名で綴られる一方、一部には漢字が用いられていることも併せて認識しておく必要がある。<sup>21)</sup>

転じて典籍・写本の類では、延慶本平家物語と真名本曾我物語に注目したい。各その伝本中の最古態を保つとされ、後者は和歌などの特別な部分を除けば全文が漢字で記されている。前者は片仮名交じり文に宣命書きを加え、なかには全文漢字の公文書をそのまま引用するなど、後の流布本(語り本系)に較べて漢字の全体に占める分量が非常に多い。後者が仮名本曾我物語に対して漢字の比重が圧倒的に高いのはいうまでもない。鎌倉時代には漢字の普及を前提としつつ、仮名(和字)の急速な拡大が進んだ事実の証と見たい。享受者層の拡大とも置換出来よう。しかし伊勢物語の場合は、真名本成立の事情を平家物語や曾我物語と同様には説明出来ないし、今のところその準備もない。そもそも各物語にはそれぞれ重畳たる研究の積み重ねがあり、ここでは叙上の見通しを述べるに留め、具体的な研究作業は今後委ねることにしたい。

それともう一つ。承前、文書とこれを読み上げる行為との一体性を説いたが、発音は如何なるものだったのだろうか。少なくとも鎌倉幕府や六波羅探題の法廷においては、仮名文書を宣命体に変換しているところから、それは「日本語」としての発音であったと思われる。だが九条兼実や慈円が論難する、漢字を「読めない」「知らない」人物に求められたのは、あるいは中国語による発音だったのではなからうか。前代以来この時期を通じ、宮廷とその周辺における儀式・行事の

際に、漢音・呉音による読誦が行われていた点については明徴がある。<sup>22)</sup>かかる指弾を受けた人たちが日本語による読み方にさえ能力を欠いたとは、今なお信じられないのである。前項と併せて継続検討したい。

### おわりに

以上本稿では、御成敗式目に添えられた貞永元年(一二三二)九月十一日北条泰時書状(消息)を中心に周辺史料を広く検討した結果、全体として次のような推論に辿り着いた。

- ① この時代にあっても漢字(真名)こそが権威あるものとして尊重されたが、和字(仮名)もこれを補い、日本人の心に密着するものとして普及の度合いを深めた。
- ② 漢字による文書は、書くことによって成立し、読み上げることによって機能を発揮した。
- ③ 文書として真名・仮名間で相互に書き換えられる場合もあったが、各文書が同時に作成されるについては、真名に正統性を求め、仮名に口頭の詞との親和性が期待されたからである。
- ④ 当該泰時書状中の、公家法を真名に通じた人士用に、式目を仮名のみを知る者用に譬えた部分は、譬え以上のものではないことを改めて確認した。

その他個別の論点や今後の課題については繰り返さない。コロナ禍の下で十分な調査を欠いたことや、紙幅の割に導かれた結論の乏しさ

を自覚するが、叙上をもって立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所重点研究プログラム第三プロジェクト（日本文献研究班）の研究報告の一部としたい。また本稿には、日本史関係者以外の読者を考慮して、史料の解説・掲出や叙述に多少の「工夫」を施した部分がある。併せて諒とされたい。

註

- (1) 岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』（塙書房、一九八五年三月）所収。
- (2) 以上、『吾妻鏡』貞永元年（二二三二）八月十日、九月十一日各条。
- (3) 詳しくは、佐藤進一「御成敗式目の原形について」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年十二月、初出は一九六五年二月）参照。
- (4) 伊藤一義（書評）杉橋隆夫「御成敗式目成立の経緯・試論」（『日本政治社会史研究』下巻所収）『法制史研究』三六号、一九八七年三月。
- (5) さしあたり、古澤直人「御成敗式目制定の思想―二通の北条泰時書状の分析を中心に―」（『中世初期の〈謀叛〉と平治の乱』吉川弘文館、二〇一九年一月、新稿）、長又高夫「御成敗式目」の立法趣旨とその条文排列をめぐって―古澤直人氏「御成敗式目制定の思想―二通の北条泰時書状の分析を中心に―」に寄せて」（『國學院法學』第五八巻第一号、二〇二〇年七月）等を参照。
- (6) 「被」の文字は図書寮叢刊本による。同じく九条家旧蔵本を底本とする国書刊行会本は「成」とする。恐らく「被」と「行」との草書体の類似が伝本間に差異を生み、校訂の際の判断に影響を与えたと想像する。幸いなことに当該部分の画像は公開されており（宮内庁書陵部所蔵資料・画像公開システム）、確かに図書寮叢刊本の読みに従うべきであろう。ただ「被」とした場合、誰の筆になる「各一卷」なのか不明である。兼実自身であれば「被」という尊敬表現はおかしい。父忠通だとすると下引に「御筆」と敬称しており、ここでの「筆」と齟齬する。これを擱き「中宮宣旨等に成さるるの筆なり」と読んで忠通筆と解する余地はあるが（後述参照）、やはり文意上は前代の能書家として名高く、後に三蹟の一人と称えられる藤原行成の筆と理解した方が落ち着きが高い。試みに本条前後の時期において行成に関する記事を『玉葉』に求めると、「行成」あるいは「行成卿」

と称してその記録や書、先例などに強い関心を示しており（安元三年〈一一七七〉四月二十六日・治承四年〈一一八〇〉四月二十二日・元暦元年〈一一八四〉九月十六日・同十八日・建久二年〈一一九一〉十一月二十一日・同十二月十四日・同十七日各条等）、兼実が行成の手跡を保存しており、これをお気に入りの公継に「手本」として与えたと解するのが妥当だと思う。

- (7) 元の和字文書が遺っているケースは上述の程度に限られるが、文永三年（二二六〇）四月九日関東下知状（小早川家文書椋梨家什書、九五二一号）には、「如二同所レ進二位家（北条政子）和字御書一者」として、弘安元年（二二七八）九月七日関東下知状（出羽市河文書、一三二七〇号）には「如二重房所レ帯文永二年蓮阿讓状一者」以「和字」模「漢字」として、各々宣命体の文章を載せている。同様の例が所々に散見されるほか、嘉元四年（二二〇六）七月、日十地上人門弟等申状案（山城三聖寺文書、二二六八八号）では「和字令旨云」「已上摸二和字於漢字一」「摸和字於漢字」（訓点の有無は原文のまま）としつつ、全体に互って送り仮名や読み仮名を片仮名で施している。
- (8) 笠松宏『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年三月、初出は一九七七年十二月）所収。
- (9) 『玉葉』文治三年（一一八七）九月二十七日条。
- (10) 『玉葉』前日条。および前後の時期における広元・親能らの公武間行動については、拙稿「鎌倉初期の公武関係―建久年間を中心に―」（『史林』五四巻六号、一九七一年十一月）、上杉和彦『人物叢書』大江広元（吉川弘文館、二〇〇五年五月）等参照。
- (11) この時期における各々の官名は、『玉葉』および『吾妻鏡』による。
- (12) 船越雅世「鎌倉期の武家社会における『仮名文書』について」（『史艸』第四六号、二〇〇五年十一月）。ただし行文中、本論冒頭に掲げた貞永元年九月十一日北条泰時書状の内容に触れた部分に関しては、本稿後述部分で検討する。
- (13) 高橋恵美子「中世武家文書における仮名使用に関する一考察―足利氏を中心として―」（武蔵野学院大学日本総合研究所研究紀要『第一五輯、二〇一八年三月』）。
- (14) 大槻信「古代日本語のうつりかわり―読むことと書くこと―」（京都大学文学研究科編『日本語の起源と古代日本語』第四章、臨川書店、二〇一五年三月）。津野海太郎『読書と日本人』（岩波書店、二〇一六年十月）も『愚管抄』の下引部分に言及しているが（四三三―四六頁）、慈円の言説に対する評価は本稿とは異なる。

- (15) 註(12)に同じ。
- (16) 詳しくは、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年九月)第三章第二節公家様文書(一)宣旨、等参照。
- (17) 註(5) および日本思想大系『中世政治社会思想 上』(岩波書店、一九七二年十二月)所載の北条泰時消息頭注(笠松宏至氏による)、新川登亀男『漢字文化の成り立ちと展開』(山川出版社、二〇〇二年七月)③―『御成敗式目』から『学問のすゝめ』へ、参照。
- (18) 竹内理三『貞永式目の日付と仮名』(『鎌倉遺文』月報6、東京堂出版、一九七四年四月)。
- (19) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年八月)解題、四二三頁。
- (20) 池内義資編『中世法制史料集 別巻 御成敗式目註釈書集要』(岩波書店、一九七八年十月)には、八本の主要註釈書が収められている。
- (21) 網野善彦『日本の文字社会の特質』(『日本論の視座―列島の社会と国家』小学館、一九九〇年十一月、初出は一九八八年五月)は、『平安遺文』『鎌倉遺文』を通過した一仮名交りの文書とその推移」表を載せ、また本文書を片仮名を主に用いた数少ない申状の一つとして例示している。網野氏の論文には本稿と共通する史料や文書が他にも引用・分析・評価されており、本来なら一々の異同を明らかにすべきであろう。しかしながら同氏の論考は、漢字・平仮名・片仮名相互の関係を論じつつ、片仮名の平仮名に対する優位性を説き、また時代的には古代から第二次大戦後を見通し、地域・社会としてはアイヌの無文字文化や琉球王朝、さらにはヨーロッパ社会を視野に収めた壮大な構想の下に、日本の文字社会の特徴を析出しようとしたものであり、今はこれと全面的に対応する準備がない。本稿ではまずはずみずからの関心に従った主張を述べるに留め、彼我の対比は次の課題とすることを許されたい。
- (22) 『台記』久安二年(一一四六)八月二十一日条裏書、『兵範記』久寿二年(一一五五)十二月一日条・仁安二年(一一六七)十二月九日条、『猪熊関白記』建仁元年(一一二〇)十二月二十二日条、他。

(立命館大学名誉教授)  
 (立命館大学白川静記念東洋文字研究所 客員研究員)

